

特別編 LAW OFFICE

waiting for its customers all the time!

CACE12 謙歩ぬ男

弁護士 大塚信雄の
行列のできぬ法律相談所



後遺症とは

ケガなどの治療後でも、機能障害や神経障害などが身体に残ること。

後遺障害とは

上記の後遺症のうち、

- ①交通事故との相当因果関係が認められる。
- ②将来においても回復の見込みない状態（症状固定）
- ③その症状の存在が医学的に認められているもの。
- ④労働能力の喪失（低下）をともなうもの。

後遺症と後遺障害の違いとは？



【回答】 示談が一度成立すると、後からその効力をくつがえすことは極めて困難である。従つて、示談には慎重に対応することが要求される。そこで、本件の争点である後遺障害等級及び過失割合につき検討する。

後遺障害等級については、関節可動域制限が健側の四分の三以下ということであるので、確かに12級相当である。しかし、問題は関節動搖性である。A君は左膝に補装具をしているという

ことなので、その補装具が硬性なのか軟性なのか、補装具の使用が医師の指示によるものなのか、常に補装具を必要とするのかを調査する必要がある。

A君の話によれば、医師の指示により硬性の補装具をしているとのことであります。そこで、医師に新たに後遺障害診断書の作成を依頼し、そこに「常に硬性補装具の必要がある」事を明示してもらつた。その上で、後遺障害等級の異議申立てをし、10級相当であることを主張した結果、後遺障害等級は10級に変更された。

次に過失割合についてであるが、確かに信号機による交通整理の行われている

交差点で双方が青色の直進車と右折車の衝突事故は、過失の基本割合が80:20である。

とりあえず、A君は医師の症状固定との診断を受け、後遺障害の等級認定を受けた。

医師は、これ以上改善しても治癒の見込みはないとして治療は終了したものの、A君は膝の動搖性のため膝に補装具をつけねばならず、不自由な左足を引きずりながらの生活を余儀なくされていた。

A君は、一年間ほど治療やりハビリに専念したが、医師の話では後遺症が左膝後十字靱帯、膝蓋骨脛骨折等の傷害を負ってしまった。いわゆるダッシュボーラー損傷である。

A君はとっさにブレーキを踏み込んだが間に合わなかつた。A君は、左膝をダッシュボードに強烈に打ち付け、左膝後十字靱帯、膝蓋骨脛骨折等の傷害を負ってしまった。いわゆるダッシュボーラー損傷である。

A君は大の車好きであった。



いずれも事故回避が困難となる典型的な状態のため、右折車の過失が10ずつ修正されることになる。

そこで一言
ちょっと待て！その示談。

法律家に相談を！



しかし、そこには過失割合の修正要素がある。本件においては、加害車両は交差点の中心の内側を右折していること、また、A君が交差点に進入しかけたところに急に右折してきたという状況から、過失の修正要素である「早廻り右折」と「直近右折」にあたる可能性がある。

「早廻り右折」とは、交差点の中心付近までよらないで右折すること（ショートカット右折）であり、「直近右折」とは直進車の至近距離で右折することである。

この事件の依頼者は、示談をするか迷つて相談にきた方であり、示談をしないで良かったと非常に喜び、あの時示談していたらと考へるとぞつとすると話していたことは言うまでもない。

交通事故における後遺障害や過失割合の認定は、非常に高度で専門的な判断を必要とする。

そのため、急いで安易に示談に応じることなく、弁護士等の専門家に相談することを強くお勧めする次第である。



年月日の経つのは早いもので、筆者の歳になると、この格言が身にしみる。そんな筆者の頭にはこの10年間の様々な出来事が浮かび感傷深く感傷に浸つっている。そんな時、わが編集部から夏号は「行列のできぬ」を見開き特集にしたいとの要請がきた。何でも本コラムは人気が高く大好評なのだそうである。

「そつかー、そだらう、そだらう。さすが読者はわかっている」と有頂天になり、了承すると思つたら大間違いである。「さては、夏号の特集記事のテーマを何にするか決まらず、安易に本コラムの特集に逃げたな」と看破した筆者であつたが、生来気の弱い筆者は「あーいいよ。わかつた」と笑みを浮かべて引き受けてしまう。

そこでたたみかけるように指定してきましたテーマが交通事故である。筆者の得意だからとということである。

ふん、そうきたか：編集部のしてやつたりの笑みが目に浮かぶ。

というわけで、今回は交通事故がテーマである。しかし、書けない、筆が進まない。

やむを得ない。筆者が過去に扱った裁判を題材にすることにしよう。

本コラムの連載も、今回で記念すべき20回目を迎える。

年二回の連載なので連載開始から早10年。「光陰矢のごとし」と言うが、まことに月日の経つのは早いもので、筆者の歳になると、この格言が身にしみる。そんな筆者の頭にはこの10年間の様々な出来事が浮かび感傷深く感傷に浸つっている。

そんな時、わが編集部から夏号は「行列のできぬ」を見開き特集にしたいとの要請がきた。何でも本コラムは人気が高く大好評なのだそうである。

「そつかー、そだらう、そだらう。さすが読者はわかっている」と有頂天になり、了承すると思つたら大間違いである。「さては、夏号の特集記事のテーマを何にするか決まらず、安易に本コラムの特集に逃げたな」と看破した筆者であつたが、生来気の弱い筆者は「あーいいよ。わかつた」と笑みを浮かべて引き受けてしまう。

そこでたたみかけるように指定してきましたテーマが交通事故である。筆者の得意だからとということである。

ふん、そうきたか：編集部のしてやつたりの笑みが目に浮かぶ。

というわけで、今回は交通事故がテーマである。しかし、書けない、筆が進まない。

やむを得ない。筆者が過去に扱った裁判を題材にすることにしよう。

問題

A君は大の車好きである。車の手入れに余念がない、休日といえばドライブに出かけている。

休日のある日、A君はいつもの通り慣れている交差点を通過しようと

いた。A君が交差点の青信号を見て交差点に直進進入しようとするとき、対向車が交差点の内側を急いで右折してきた。危ない！

A君はとっさにブレーキを踏み込んだが間に合わなかつた。A君は、左膝をダッシュボードに強烈に打ち付け、左膝後十字靱帯、膝蓋骨脛骨折等の傷害を負ってしまった。いわゆるダッシュボーラー損傷である。

A君は、一年間ほど治療やりハビリに専念したが、医師の話では後遺症が左膝の運動可能領域が健常な右足の四分の三以下しか動かず、また、左膝がガクガクする動搖関節のことであつた。

A君は、これ以上改善しても治癒の見込みはないとして治療は終了したものの、A君は膝の動搖性のため膝に補装具をつけねばならず、不自由な左足を引きずりながらの生活を余儀なくされていた。

とりあえず、A君は医師の症状固定との診断を受け、後遺障害の等級認定を受けた。

医師は、これ以上改善しても治癒の見込みはないとして治療は終了したものの、A君は膝の動搖性のため膝に補装具をつけねばならず、不自由な左足を引きずりながらの生活を余儀なくされていた。

A君は大の車好きである。

A君はとっさにブレーキを踏み込んだが間に合わなかつた。A君は、左膝をダッシュボードに強烈に打ち付け、左膝後十字靱帯、膝蓋骨脛骨折等の傷害を負ってしまった。いわゆるダッシュボーラー損傷である。

A君は、一年間ほど治療やりハビリに専念したが、医師の話では後遺症が左膝の運動可能領域が健常な右足の四分の三以下しか動かず、また、左膝がガクガクする動搖関節のことであつた。

A君は、これ以上改善しても治癒の見込みはないとして治療は終了したものの、A君は膝の動搖性のため膝に補装具をつけねばならず、不自由な左足を引きずりながらの生活を余儀なくされていた。

とりあえず、A君は医師の症状固定との診断を受け、後遺障害の等級認定を受けた。

医師は、これ以上改善しても治癒の見込みはないとして治療は終了したものの、A君は膝の動搖性のため膝に補装具をつけねばならず、不自由な左足を引きずりながらの生活を余儀なくされていた。

A君は大の車好きである。

A君はとっさにブレーキを踏み込んだが間に合わなかつた。A君は、左膝をダッシュボードに強烈に打ち付け、左膝後十字靱帯、膝蓋骨脛骨折等の傷害を負ってしまった。いわゆるダッシュボーラー損傷である。

A君は、一年間ほど治療やりハビリに専念したが、医師の話では後遺症が左膝の運動可能領域が健常な右足の四分の三以下しか動かず、また、左膝がガクガクする動搖関節のことであつた。

A君は、これ以上改善しても治癒の見込みはないとして治療は終了したものの、A君は膝の動搖性のため膝に補装具をつけねばならず、不自由な左足を引きずりながらの生活を余儀なくされていた。

とりあえず、A君は医師の症状固定との診断を受け、後遺障害の等級認定を受けた。

医師は、これ以上改善しても治癒の見込みはないとして治療は終了したものの、A君は膝の動搖性のため膝に補装具をつけねばならず、不自由な左足を引きずりながらの生活を余儀なくされていた。

A君は大の車好きである。